

日光市公共施設マネジメント計画 概要版

平成27年8月

日光市公共施設マネジメント計画 概要版

目次

第1章	公共施設マネジメント計画の位置付け等……………	1
	計画の目的と位置付け等	
	《計画の目的》	
	《計画の位置付け》	
	《対象施設》	
	《計画期間》	
第2章	公共施設等を取り巻く現状と課題……………	3
	《将来人口の見通し》	
	《市のお金（財政状況）》	
	《市が保有する建物の状況》	
	《公共施設等の維持更新にかかるコストの試算》	
	《公共施設に関する市民アンケート調査結果》……………	5
第3章	公共施設の実態把握……………	5
第4章	公共施設等マネジメント基本方針……………	5
	公共施設（ハコモノ）編	
	《公共施設に関する基本方針》	
	インフラ編	
	《インフラ基本方針》	
第5章	基本方針を実現するための改善の方策……………	7
	《公共施設の用途別改善の方向性》	
	《インフラ分野別改善の方向性》	
第6章	公共施設の再編・保全実行に向けた取組み……………	11
	《施設再編・保全に向けた取組み概要》	
	《保全の進め方》	
	《再編モデル事業の例示》	
	《今後の公共施設マネジメントの展開》	
【参考】	日光市公共施設マネジメント計画策定経過……………	15

計画の目的と位置付け等

《計画の目的》

公共施設の現状と課題を踏まえながら将来を見据え、安定した行政サービスを維持・提供していくために、公共施設の総量圧縮、長寿命化、機能移転等を前提とした全体方針や改善策を取りまとめる必要があります。

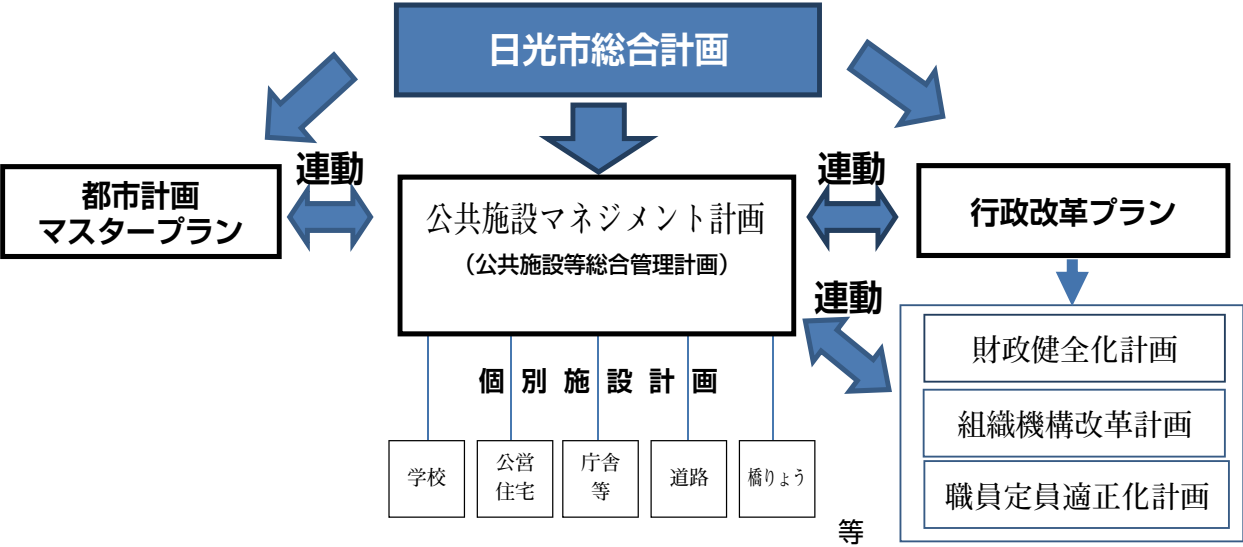
市の将来を担う次の世代の過度な負担とならないよう、公共施設の有効活用と改善に向けて取り組むための日光市公共施設マネジメント計画を策定します。

《計画の位置付け》

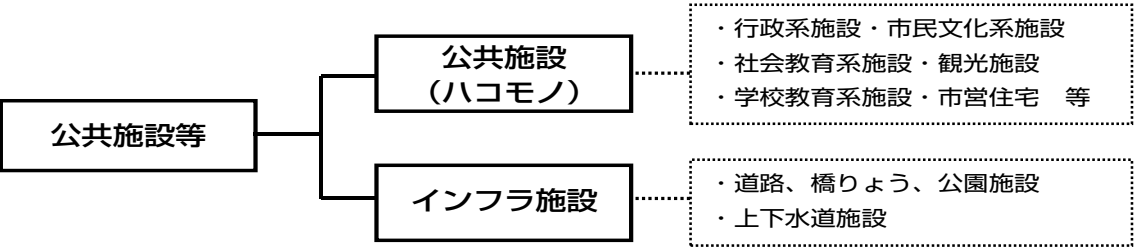
本計画は、国が策定を求める「公共施設等総合管理計画」としての位置付けであり、「日光市総合計画」に基づき、各施策分野の中の施設面の取組みに関して、横断的な指針として提示するものです。

また、関連する各計画や財政運営との連動・調整を図りながら、公共施設等の総合的な管理を行うものとしします。

なお、本計画では、課題解決に向けた基本的な考え方と改善の方策を示すとともに、今後の再編・保全の考え方までを整理しており、施設ごとの再編・保全の具体的取組み内容については、「実行計画」において示します。



《対象施設》

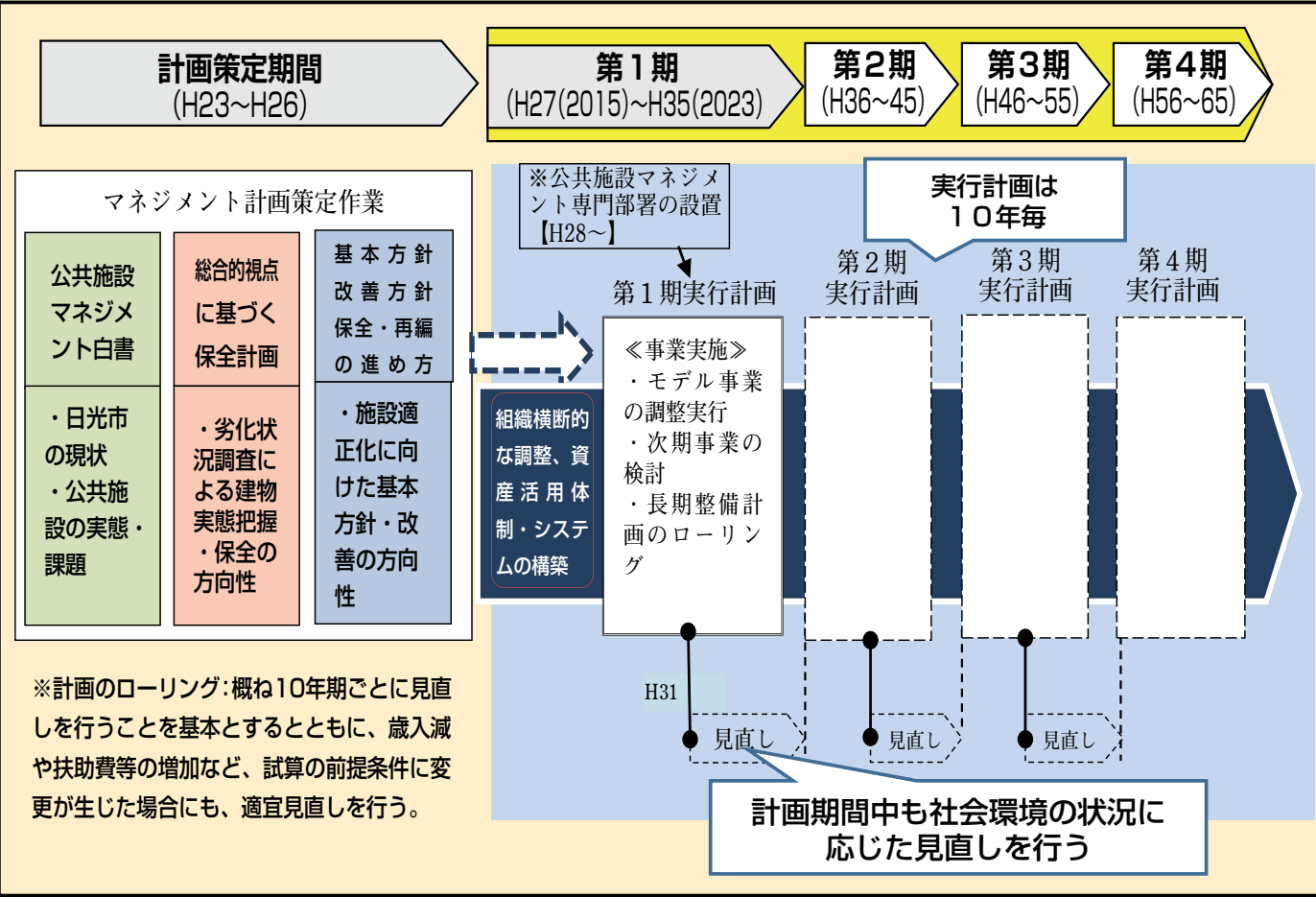


《計画期間》

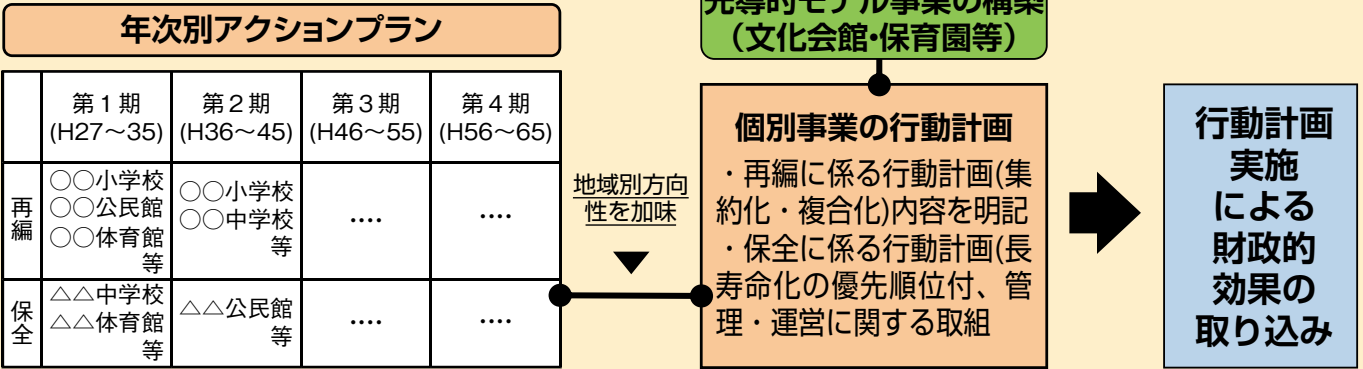
計画期間については、策定作業に充てた平成26年度を除く平成27年度（2015年度）から平成65年度（2053年度）までの39年間とします。

また、平成27年度から平成35年度（2023年度）までの9年間を第1期として、以後10年間ごとの期ごとに具体的な実行計画を策定します。

また、歳入減や扶助費等の増加など、財政試算の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行います。



※実行計画の概要

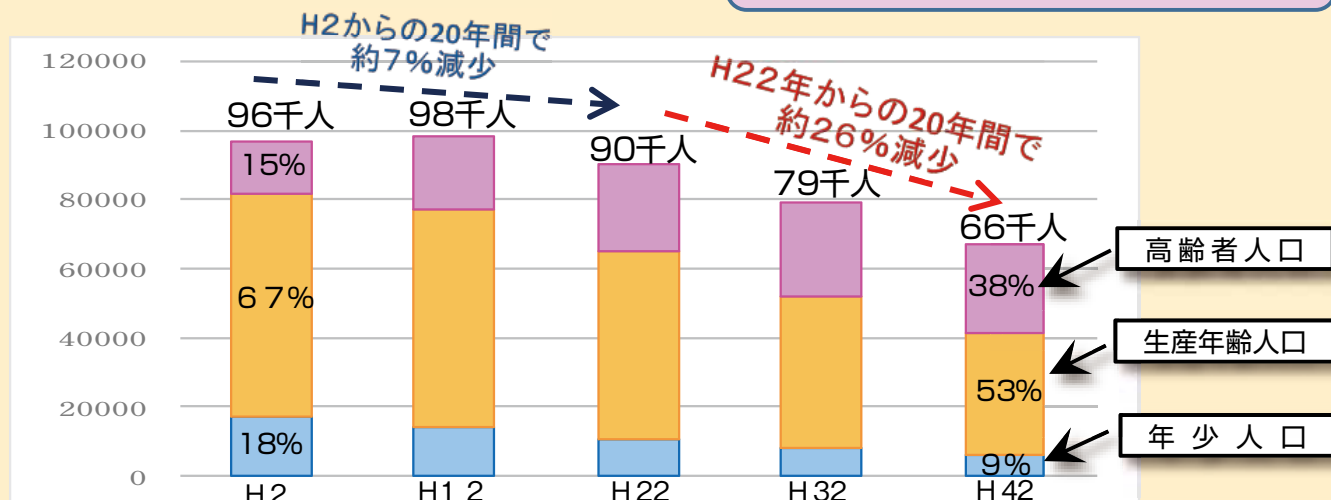


第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

本編P4～13参照

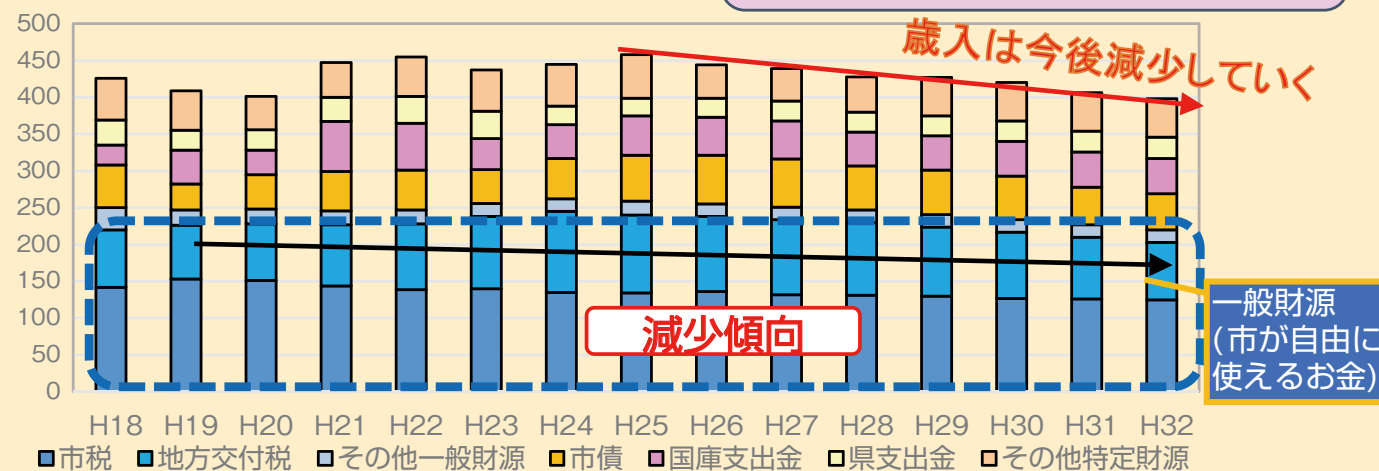
将来人口の見通し

総人口の減少と超高齢社会の進行



市のお金（財政状況）

「歳入の推移と予測」

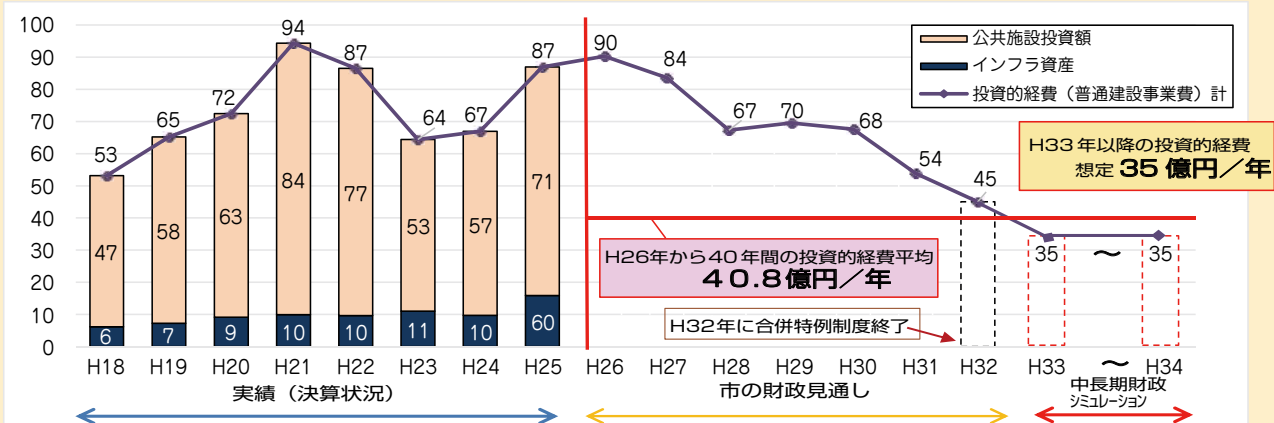


「歳出の見通し」

支出は収入の範囲内で、その配分を変えていくしかない。

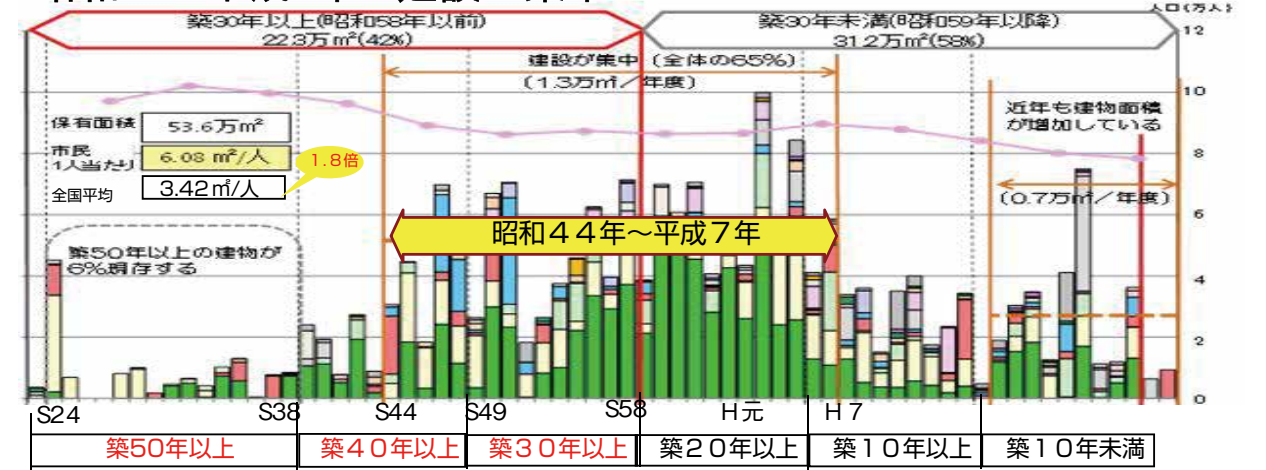
- 少子高齢化に伴い、扶助費（医療・福祉等費用）が今後益々増大
➢ 公共施設等にかかる維持更新費用（投資的経費）は減少せざるを得ない

投資的経費（公共施設、インフラ（道路・橋梁））の推移



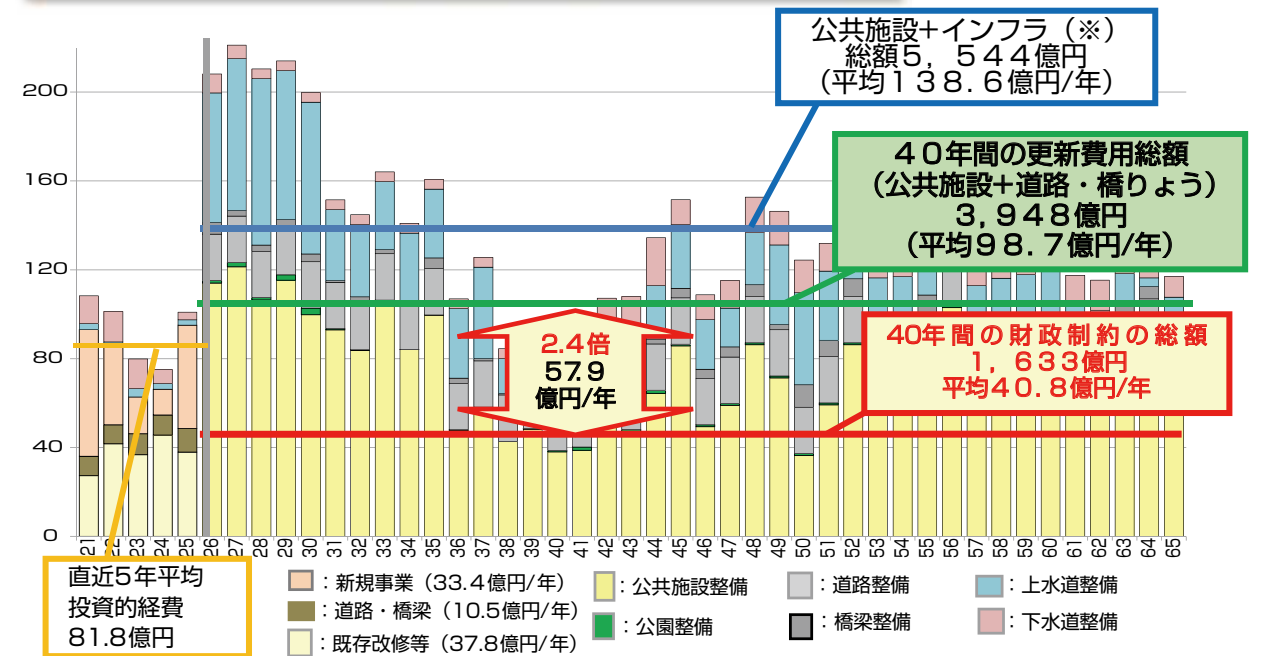
市が保有する建物の状況

昭和44～平成7年に建設が集中

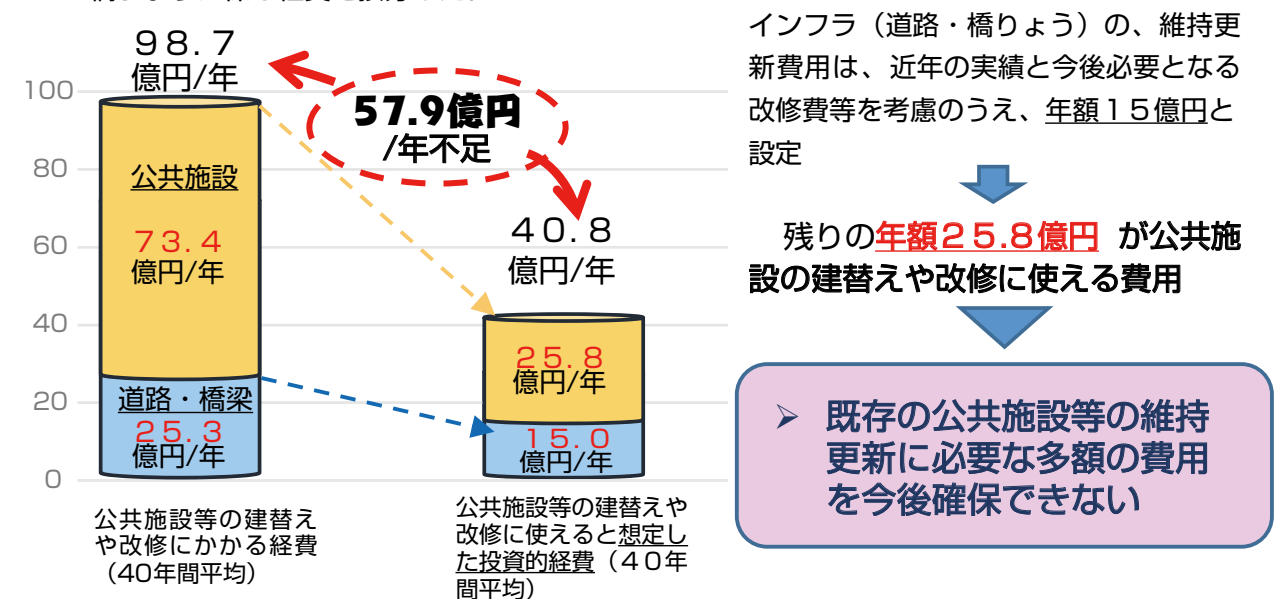


公共施設等の維持更新にかかるコストの試算

※インフラ（道路・橋りょう・公園・上下水道）



◎投資的経費の中には、インフラ（道路・橋りょう）の維持、更新費用も含まれる。
⇒今後40年間で使えると想定した投資的経費 年額40.8億円の枠の中で、公共施設と道路・橋りょうに係る経費を按分した。



《公共施設に関する市民アンケート調査結果》

本編P14～16参照

- 対象：市内在住18歳以上の市民2,500人（H26年10月1日～31日）実施
- 回答者数：877人（回答率35.1%）

- ◆市の公共施設の利用状況についてすべての施設で、「**ほとんど利用しない**」「**利用したことがない**」との回答が**8割～9割**
- ◆市の保有する施設全般に関する方策について
⇒利用していない土地の活用により収入を得る **賛成率90%**
⇒施設の統廃合や機能の複合化により施設数を減らす **賛成率86.4%**

第3章 公共施設の実態把握

本編P23～66参照

第3章においては、公共施設の実態把握として、以下の項目をまとめています。

- 建物劣化状況の把握、保全状況実態把握
- 用途別の実態把握と課題

第4章 公共施設等マネジメント基本方針

1. 公共施設（ハコモノ）編

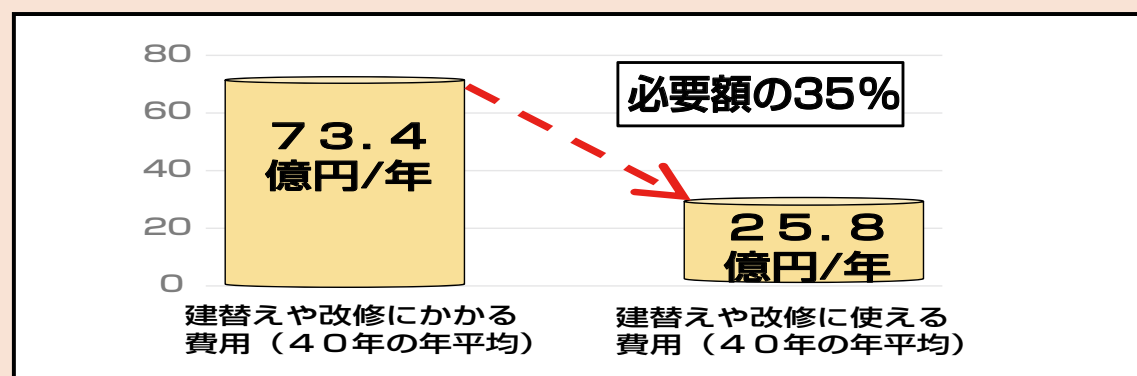
本編P67～68参照

公共施設マネジメントの必要性

《財政的な制約の観点》

現状の公共施設を全て維持しようとした場合には、今後、日光市では必要額の35%しか用意できません。

- 費用不足から、建替え・改修できない施設を放置すれば、市民の生命を危険にさらしかねません。
- 真に必要な施設の建替え・改修にまで影響を及ぼすことになります。



《将来人口の観点》

今後、急速な人口減少が予測されていることから、このまま施設量が変わらず、人口が減少した場合、現在よりも市民1人当たりの施設保有量は増加し、その結果、市民1人当たりの負担額も増加します。

《公共施設の保有量と市債の状況》

「現在の負債」である市債残高に加え、更に大きな「将来の負債」となる、施設に対する将来の更新費を抱えたまま、人口が減少する次の世代にその負担を先送りすることは避けねばなりません。

《公共施設に係る基本方針》

本編P69参照

公共施設の総量及びそれに係る維持管理、更新費用を、市の人口規模や財政規模にあった適正水準とし、施設の有効活用と適正配置等公共施設の適正化に取り組むために必要な公共施設マネジメントの基本的な方向性を示す、公共施設（ハコモノ）の基本方針を示します。

◎適正化の全体目標

次の世代の負担を減らす適正な公共施設を目指して
(真に必要な行政サービスを見極め、真に必要な公共施設とする)

◎ハコモノ基本方針：全体目標を達成するための3つの方針

方針1 コストを圧縮する

施設の配置・機能を最適化し経営を効率化する

方針2 ハコモノを減らす

将来の人口減少等を見据えて、施設量を適正規模に見直す

方針3 サービスの最適化を図る

機能重視への転換によりサービスの質を確保する

2. インフラ編

本編P70～74参照

インフラマネジメントの必要性

インフラ関係施設（道路、橋りょう、公園、上下水道）は、市民生活や社会経済活動の基盤であり、安全性を確保するためには、必要な費用をかけ機能を維持する必要があります。

しかし、日光市の将来人口の予測、財政的な制約を考えると、今後増大するインフラ施設の維持更新費用の全てに対応していくことは困難な状況です。

将来人口を見据えて、長期的な視点で計画性を持ったコストの圧縮や必要性に応じた対処、重要性を見極めた整備を行っていく判断が求められています。

道路・橋りょう・公園

画一的な基準による保全だけでは、道路・橋梁の更新に必要なコストを賄えなくなることから、当市の実情に応じた独自の保全の考え方を整理する必要がある。

上下水道施設

使用料収入が減少傾向にあり、画一的な基準の保全計画では、更新費の増大期に使用料収入だけで賄えないことから、日光市水道ビジョン・生活排水処理構想の見直しが必要である。

◎インフラ基本方針：基本的な考え方としての2つの方針

方針1 計画的・効率的な整備・維持管理の推進

方針2 投資コストの平準化とトータルコストの縮減

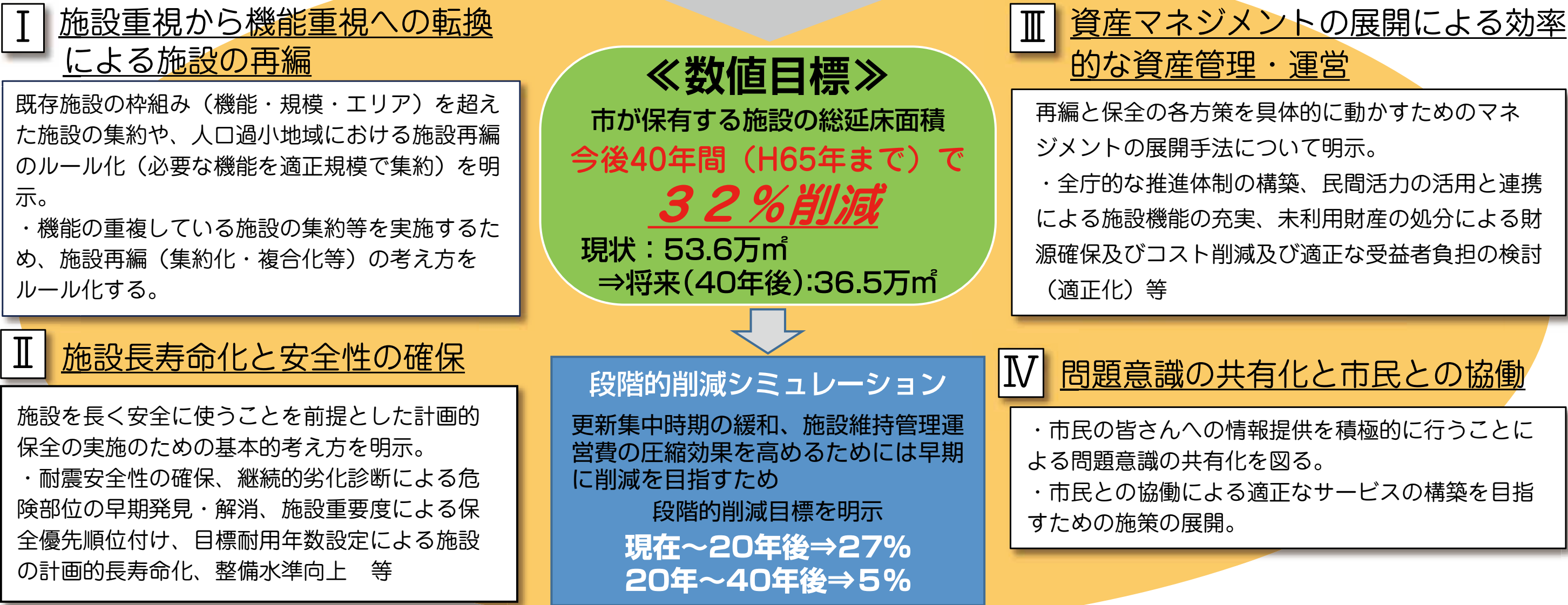
◎公共施設の課題解決に向けて、マネジメントの実効性を高いものとするため、計画全体を見据えた適正化のための全体目標を次のとおりとしました。

全体目標：次の世代の負担を減らす適正な公共施設を目指して
(真に必要な行政サービスを見極め、真に必要な公共施設とする)

◎公共施設適正化への、経営努力を最大限に行うことを前提とした上で、全体目標を達成するための以下**3つの基本方針**を定めました。

- 方針1 コストを圧縮する**
施設の配置・機能を最適化し経営を効率化する
- 方針2 ハコモノを減らす**
将来の人口減少等を見据えて、施設量を適正規模に見直す
- 方針3 サービスの最適化を図る**
機能重視への転換によりサービスの質を確保する

**【全体目標と3つの基本方針を具現化するための、全体的な改善の方策
＝「改善方針」(全体方針)を4つ示します】**



公共施設の用途別改善の方向性

本編P90～94参照

全体改善方針の考え方を具現化していくために、公共施設マネジメント白書及び保全計画によって明らかになった用途ごとの現状及び課題を踏まえて、全体改善方針に基づいた、用途ごとに施設改善の考え方を示します。

主な用途別の改善の方向性は以下のとおりです。

●庁舎等

- ・施設の複合化を進め、地域の拠点として再整備する。（今後の人口動向や各施設の利用状況等を勘案して、施設のコンパクト化を実現する。）
- ・支所・出張所についてはこれまでのありかたを見直し、他の公共施設への機能の複合化や民間施設の賃借や窓口業務の委託の検討 等

●文化会館

- ・利用状況及び将来の人口動向を勘案し、市域全体で施設の統廃合を図り、将来的には1箇所に集約 等

●産業系施設

- ・利用状況と設置目的が乖離している施設については、機能重複施設との集約化を検討する。
- ・施設管理を利用者に委託していることから、施設の譲渡を生産組合に図る。

●観光施設

- ・民間施設との競合や採算性を見ながら、公共サービスの必要性を明確にし、施設の存続を検討する。
- ・明らかに利用者が少なく改善が見込めない施設については、廃止を検討する。 等

●公民館・コミュニティ系施設

- ・集会所機能として重複している施設を集約化や周辺施設との複合化
- ・利用者が特定されている施設については、利用者への譲渡を検討 等

●集会等施設

- ・稼働率が低く、又老朽化している施設については、集会所間の集約や周辺施設との集約化・多機能化か、地元自治会等への譲渡を検討する。

●小中学校

- ・余裕スペースの有効活用のため、他の施設との複合化を図る。
- ・施設の保全状況に教育環境の観点を加味した、学校施設の再編や小中併設校化を進め、施設総量の縮減を図る。等

●保育園

- ・民間施設の意向を踏まえた、効果的な施設の統廃合や民営化等計画的な整備を進める。
- ・人口減少地区においては、公民館などの公共施設との複合化を図り、地域、地区の特性を踏まえた保育サービスの提供を図る。 等

●放課後児童クラブ

- ・学校施設の余裕スペース等を最大限に活用 等

●市営住宅

- ・老朽化が進んだ施設の建替えについては、将来人口状況等踏まえ総合的に判断
- ・建替えの検討の際は、地域状況によって、民間住宅の借り上げ等を含めて検討
- ・地域エリア別に既存市営住宅間の集約化・統廃合を進める。（入居者の意思確認が前提） 等

インフラ分野別改善の方向性

本編P98～100参照

インフラ基本方針に沿って、施設分野の状況や適正に応じた、改善の方向性を以下に示します。

なお、既に個別計画を策定している施設分野については、当該方向性との整合性について確認の上、必要な見直しと、それ以外の施設については、ここに示す基本的な改善の方向性に基づき、今後、個別計画を策定します。

●道路

- ・重要幹線道路については、予防保全による長寿命化※1を進め、それ以外の道路については、道路の重要性、交通量等によって耐用年数、整備水準を変えとともに、破損箇所、劣化状況に応じて、事後保全※2、観察保全※3を組み合わせることで、効果的、効率的な維持管理を行う。

- 日常点検や道路パトロールによる状況把握により危険箇所の早期発見、経過観察に努め、安全性を確保するとともに、効果的、効率的な維持管理を行う。
- 道路維持補修については、幹線道路と生活道路や交通量・重要度等に応じて、耐用年数、整備水準を変えて対応することで、更新費用の縮減と投資の平準化を図る。

●橋りょう

- ・劣化状況等の確認等、定期的な点検の実施により、重大な破損の早期発見に努め、また、橋りょうの重要度、破損箇所等に応じた、事後保全、観察保全の組み合わせにより維持管理費の縮減を図る。

- 15m以上の橋りょうについては、基本的には「日光市橋りょう長寿命化計画」に基づき、計画的な保全を行いトータルコストの縮減と投資の平準化を図る。
- 15m未満の橋りょうについては、基本的に耐用年数は60年としますが、橋りょうの劣化状況、重要性に応じて、整備水準や維持管理方法を変えて対応する。

●公園施設

- ・「日光市公園施設長寿命化計画」に基づき予防保全に取り組む。
- 日常点検や定期点検の実施により、劣化状況や小規模段階での破損箇所の早期発見に努め、利用者の安全確保を図る。

●上水道施設

- ・全施設一律に耐用年数を伸ばすのではなく、水道施設、管路の劣化状況等を把握することにより、施設状況、重要度に応じた効果的、効率的な維持管理を行う。

- 更新対象管路については「日光市水道ビジョン」に基づき、管路の耐用年数を60年に設定することを基本とするが、管路の健全性によっては、耐用年数を超えて使用する。

●下水道施設

- ・全施設一律に耐用年数を伸ばすのではなく、下水道施設、管路の劣化状況等を把握することにより、施設状況、重要度に応じた効果的、効率的な維持管理を行う。

- 下水道施設については、日常点検及び定期点検に基づき、施設の状況に応じた修繕・更新を実施しながら、コストの削減と効率的な管理を行う。
- 将来人口（利用者状況）を見据えて、下水道整備計画区域と合併処理浄化槽等の整備区域を見直す。

※1）予防保全とは、インフラ施設の損傷、劣化状況が軽微なうちに修繕等を行い、所定の状態を維持する保全方法。
※2）事後保全とは、インフラ施設の損傷、劣化状況が形骸化してから修繕等を行い、所定の状態を維持する保全方法。
※3）観察保全とは、損傷箇所、状態等を継続的、重点的に観察しながら、適切な時期に対応する方法。

《施設再編・保全に向けた取組み概要》

全体改善方針や用途別改善の方向性に基づき、施設の選別（再編・保全手法等を検討）、個別施設の具体的事業内容、事業工程等については、今後策定する「**実行計画**」において示します。

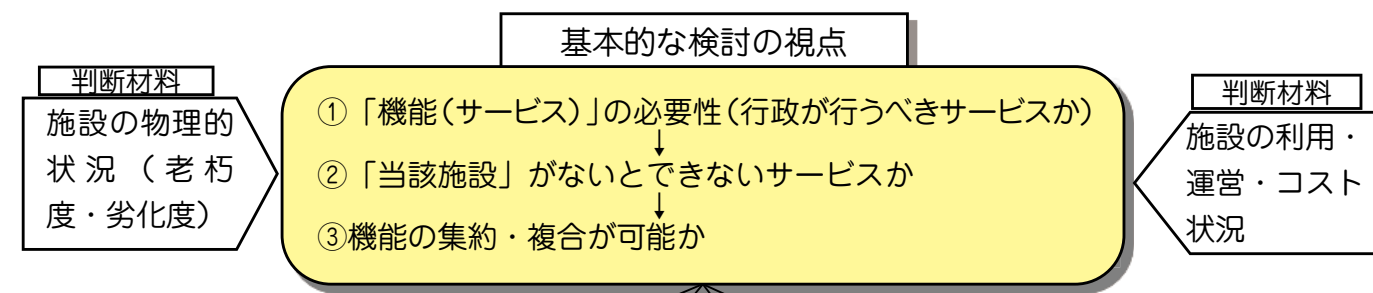
なお、具体的な施設再編作業において、公共施設総量の削減数値目標「32%」を計画的に達成していくために、「段階的削減シミュレーション」の今後20年間で「27%」削減を念頭において総量の調整を図るとともに、実行計画の中で削減目標の進捗管理を行います。

また、今後具体的に取り組む作業は、複数の施設所管課との組織横断的な調整や検討等が必要になることから、庁内のマネジメント推進体制の仕組みづくりや各事業展開に向けた必要な項目を実行計画の策定と併せ整理します。

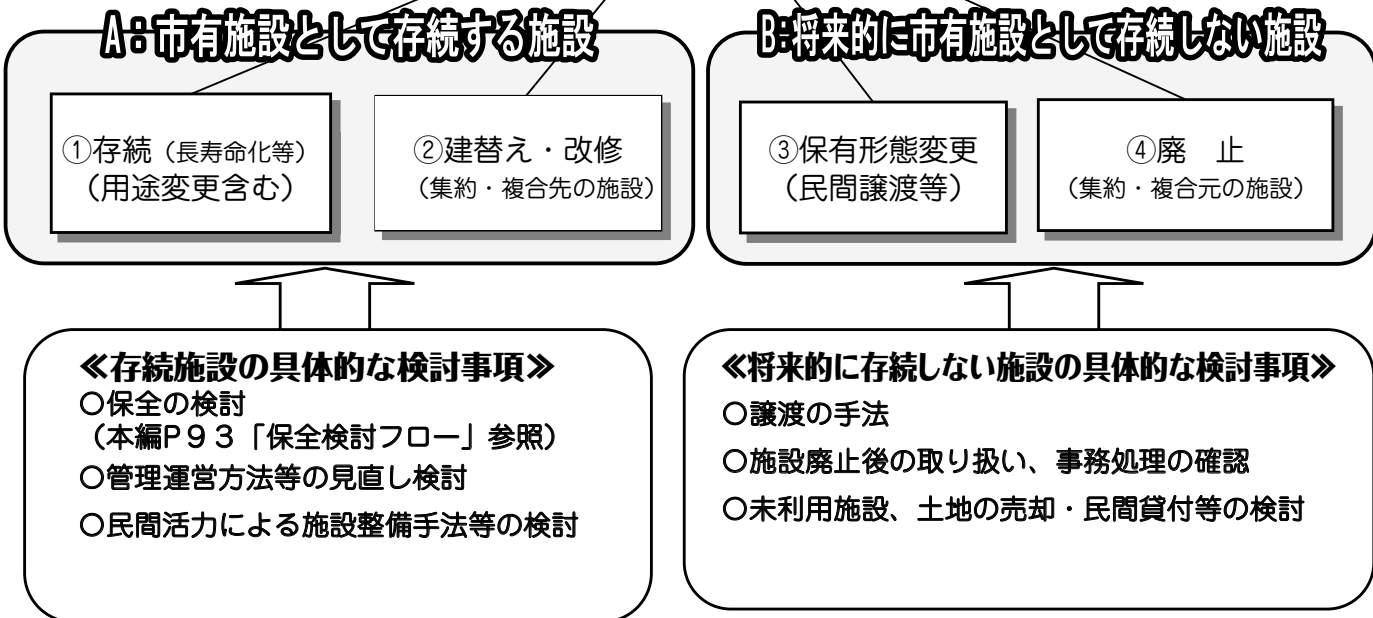
【施設選別（再編・保全手法）検討作業フロー】

ステップ1：施設ごとのあり方の検討（市有施設として存続すべき施設かどうかの判断）

※用途別改善の方向性に基づき、個別施設の方向性を具体的に調整

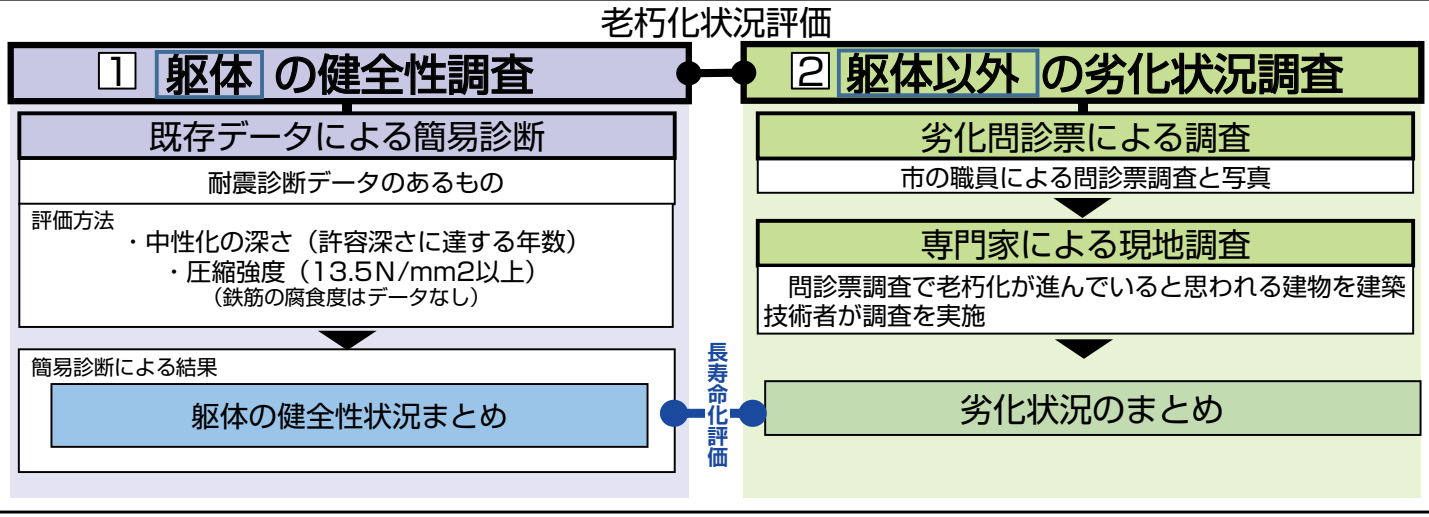


ステップ2：再編・保全手法の検討



《保全の進め方》

建物状況の実態把握



改善の方向性

計画的な保全による施設の長寿命化と安全性の確保

保全方針

(長寿命化の実施方針)

建物の状況に適した目標耐用年数の設定（長寿命化）

- 学校施設は一定以上の躯体の健全性が評価できたので目標耐用年数を80年程度に定める。
- 躯体の健全性に関する調査データのない施設及び簡易診断で80年未満の施設は今後、築35年で躯体の健全性調査を行う。

建替え中心のあり方から大規模改修へ

- これまでの事後保全による40年程度での建替え中心から長寿命化に伴い目標耐用年数の中間年にあたる築40年に安全性確保と機能向上を図る大規模改修を行う。

(点検診断等の実施方針)

継続的な調査手法の確立と一元管理

- 市の職員による劣化問診票調査を毎年継続的に実施し、積み重ねることで精度を高める。
- 問診票調査の結果、劣化が進んでいると思われる施設を建築技術者が現地調査を実施する。
- 調査結果をカルテに整理し、組織横断的に施設の問題箇所や課題を共有する。

(維持管理・修繕・更新等の実施方針)

目標耐用年数に応じた改修・更新サイクルの確立

- 部位別の更新時期に合わせて、20年程度の修繕周期を設定し、建物に求められる性能を維持する。
- 躯体の健全性調査を実施するとともに、残存耐用年数に合わせた改修・修繕を行う。

整備レベルの設定

- 気候・風土に合った仕様の最適化を図り、ライフサイクルコストの削減を図る。
- 建物の長寿命化や高耐久性、省エネ化によりCO2排出量の削減に寄与する。

(安全確保の実施方針)

劣化状況調査で明らかになった危険部位の解消

- 施設の機能面・運営面のトラブルを未然に防ぎ長期にわたって安定的に使用できるようにする。
- 明らかになった危険部位を解消する修繕を実施する。

図表 長寿命化の判定フロー

図表 長寿命化の修繕・改修のイメージ

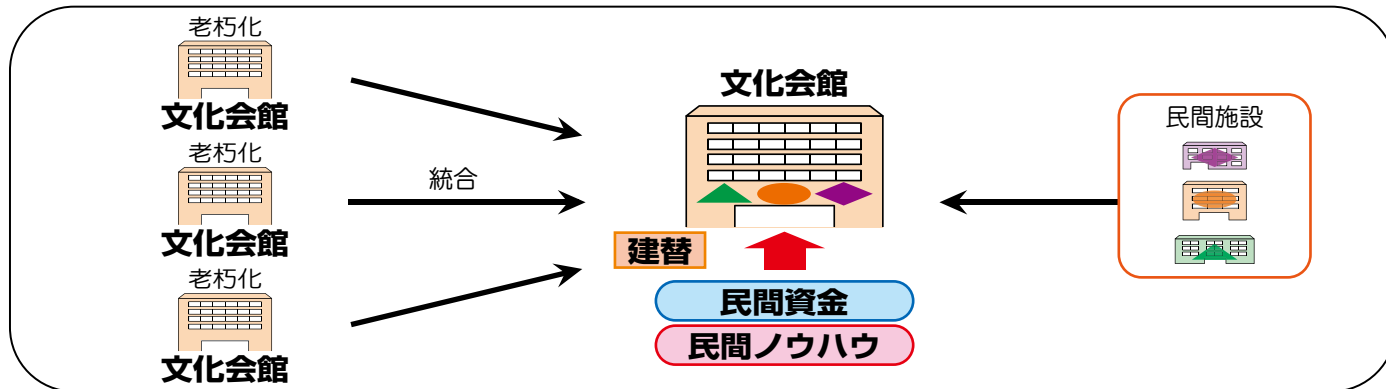
《再編モデル事業の例示》

本編P114～117参照

再編パターンを示した中で、今後の展開として必要なモデル的事业のイメージを例示します。

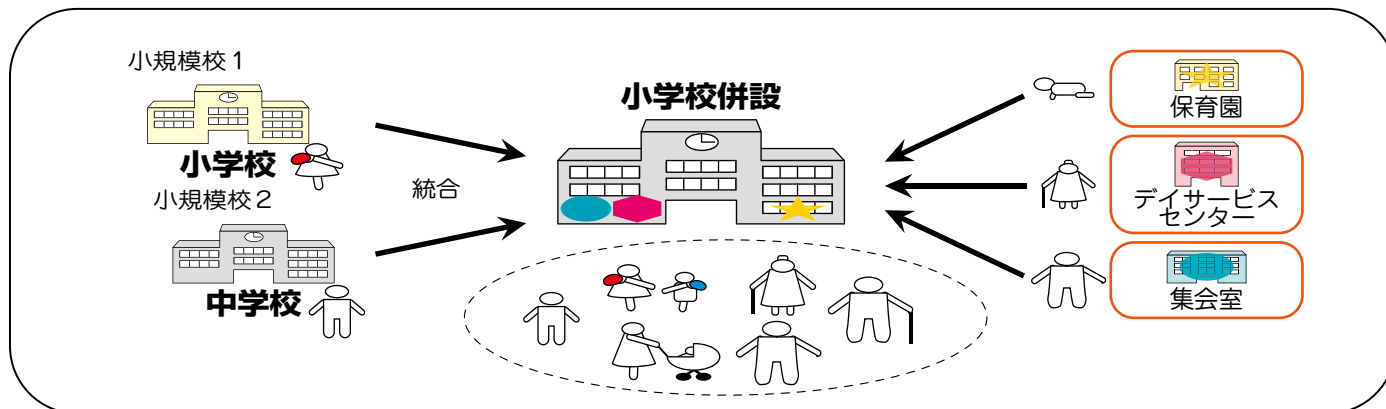
モデル事業1 重複機能の集約化と同時に民間活力を利用する

・類似機能や重複機能施設の集約・複合化を進める場合、施設の老朽化という問題を抱えていることから、施設の建替えを生じる可能性が見込まれる。施設建替えの際にかかる多額のコストを、民間の資金・ノウハウを導入し、商業施設等とも複合化させることによって、日光市民が集まる拠点として再整備していくことを検討する。



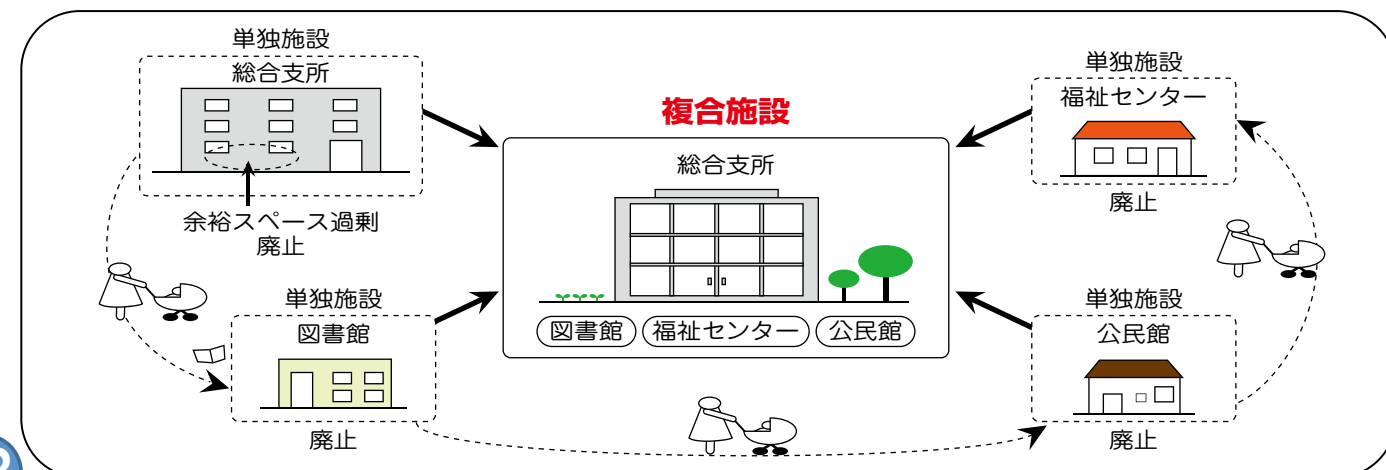
モデル事業2 学校を中心とした地域コミュニティの再生

・今後増加が予想される余裕教室の有効な活用、学校の統合・再編後の校舎や跡地の利用。
・余裕教室を子育て関連施設、高齢者福祉施設、集会施設等と同時に複合化することによって、学校を地域のコミュニティの拠点施設として再編し、地域コミュニティの衰退化を防止する。



モデル事業3 周辺施設の集約化に伴う複合施設整備

・既存の老朽化した単独施設の建替えの際に建物を多機能化し、複数の機能を将来の人口減少を加味した施設規模に縮減することによって、利用者はワン・ストップサービスを楽しみ、かつ施設量を減らします。

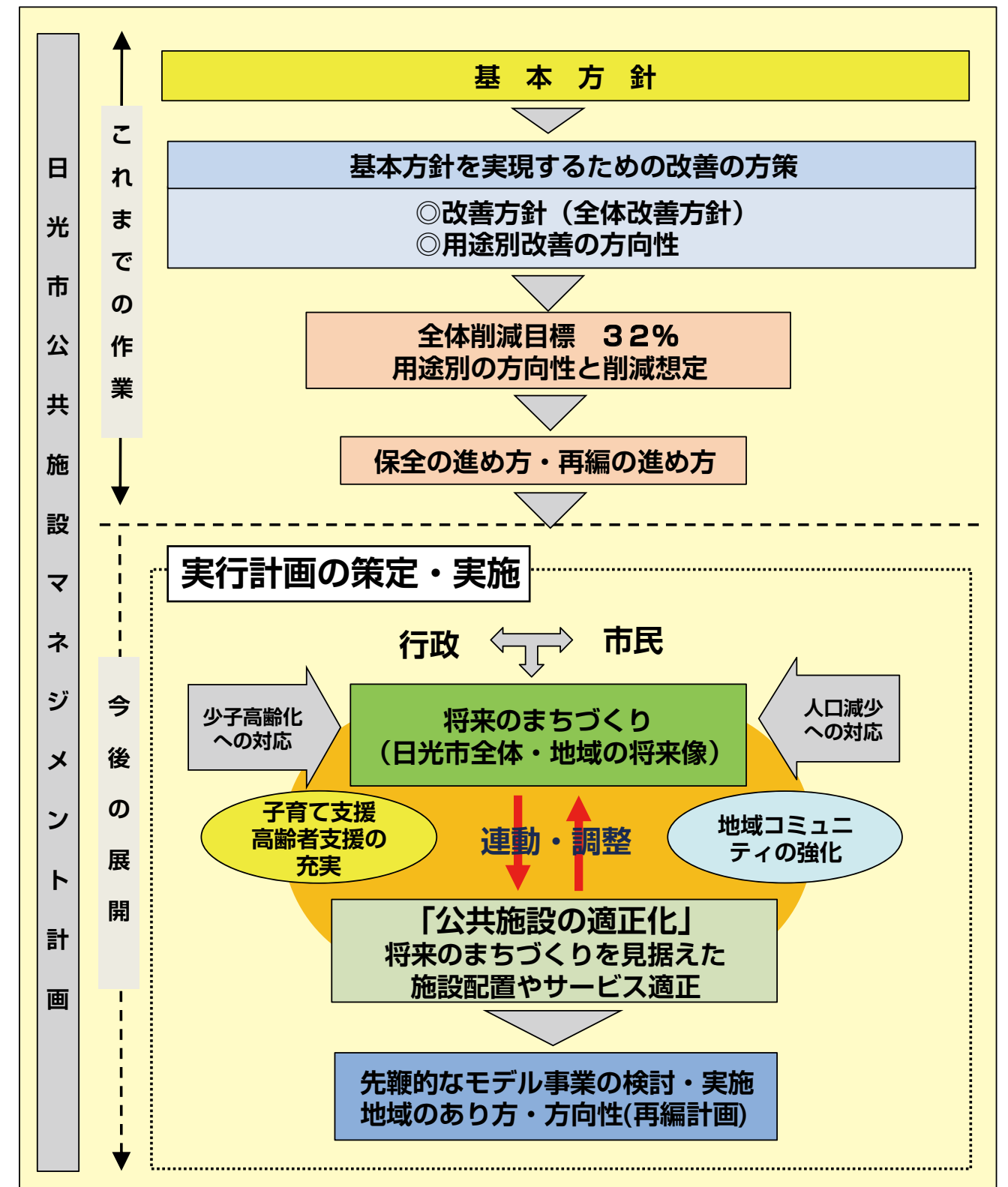


《今後の公共施設マネジメントの展開》

本編P118参照

マネジメント計画において提示する改善方針や削減目標を、今後具体的に実行していくには、「日光市の将来のまちづくり」「地域のまちづくり」をどう考えるかが重要です。

まちづくりと公共施設の適正化は一体であり、市民の皆さんの理解と協力が不可欠であることから、行政と市民が相互に必要な役割を担いながら、将来のまちづくりを見据え、今後の展開のイメージのとおり、市民と行政と一緒に「公共施設の適正配置」を検討していきます。



【日光市公共施設マネジメント計画策定経過】

年月日	項 目	内 容
平成 24年 6月	○公共施設マネジメント白書作成	・市が保有する公共施設の機能、配置、利用状況等、実態を把握するための基礎資料として、現状と課題を明確化
平成 25年 5月	○公共施設マネジメント計画策定に着手	・計画に盛り込む内容として「基本方針、保全計画、改善方針、再編計画」をイメージ
平成 26年 7月	○公共施設マネジメント計画に盛り込む「総合的視点に基づく保全計画」を策定	・劣化状況調査による建物の詳細実態把握し、保全の方向性についてまとめたもの
平成 26年 8月 21日	○第 1 回日光市公共施設適正配置に係る市民検討委員会	・公共施設マネジメント計画に盛り込む「改善方針策定」に向けた市民から必要な意見、助言を求める場として、検討委員会を設置
平成 26年 10月	○公共施設の適正配置に関する市民アンケートの実施	・公共施設マネジメント計画の改善方針策定に参考とすることを目的とした市民意識アンケート (対象：2,500 人 回収率：35.1 %)
平成 26年 11月 5日	○第 2 回日光市公共施設適正配置に係る市民検討委員会	・改善方針原案の協議・検討
平成 26年 12月 19日	○第 3 回日光市公共施設適正配置に係る市民検討委員会	・市民アンケート結果報告、改善方針の協議・調整、施設量削減目標の協議・検討
平成 27年 1月 24日	○公共施設のあり方を考えるシンポジウム開催	・市が抱える公共施設の問題について、市民の皆さんとの情報共有の場、また共に考える機会として実施 (会場：中央公民館中ホール、参加者：107名)
平成 27年 3月 11日	○第 4 回日光市公共施設適正配置に係る市民検討委員会	・改善方針提言書の調整
平成 27年 3月 18日	○「日光市公共施設適正配置に係る改善方針提言書」の提出	・市民検討委員会より、提言書の提出
平成 27年 7月 6日	○公共施設マネジメント計画（案）とりまとめ	・市民検討委員会からの提言書や市民アンケート、シンポジウム等の意見等を参考に、計画原案を調整
平成 27年 7月 15日 ～7月 31日	○パブリックコメント実施 ○各地域審議会開催	・計画原案についての意見聴取 ・計画（原案）の説明、意見聴取
平成 27年 8月	○「 公共施設マネジメント計画 」の策定	・パブリックコメント、地域審議会の意見による原案の修正はなし。

日光市公共施設マネジメント計画 概要版

発行年月：平成 27 年 8 月

発 行：日光市 総務部 行政改革課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町 1 番地

電話 0288-22-1111（代）